

あつたことば先にもれた通りである。筆者の想像であるが佐伯氏は持直を支持していたし、嘉吉の乱後は持直に呼応して反大内氏の旗色を鮮明にしていたので、或は持直が佐伯に居るのではないかと思つて、大内勢が堅田に侵攻したのではあるまいか。

大友興廉親の大内勢の堅田侵攻の記事の中で、大内義隆は大内教弘に、大友親治(十八代)は大友親隆(十四代)と改めぬが時代が合あなくなると考へられる。これは興廉親の著書の考へ違ふ、たつたまいと思われる。

持直は嘉吉二年の末頃から全く没落逃匿して史上から姿を消してしまふが、尚しばらく生存して文安二年(一四四五)正月四日に、波瀾万丈のその生涯を閉じている。

(おわり)

研究

藩庁より米麦稗借の事

漁村羽出浦にある庄屋古文書 (5)

賛助会員 奥部弥右衛門

(前文)

この村は鶴見洋島の北側にあり、田地は皆無、畑地も少なかつたので、食糧は不足して平常他の地方から買入れていたことはいふまでもないが、藩庁から貸しつけを受けていたとは、思いもかけぬことである。

そして米、麦共に返納は月賦で、銀を代納することになつていた。(これは別冊になつてゐる「稗借米代銀取立帳」の記録で判明する。)

然るに、常食に缺ぐことのできない麦の借入数量が僅かであるのに反して、当時蕨漁民の常食には適當でない米の借入数量が極めて多い点に不審を感じていたところ、因らざるも米麦の借入番節が、麦は端境期に当る春二、三月頃の借受けであり、米は冬十一月、十二月の借受けになつてゐるので、麦は食糧不足による借受けであるが、米の方は食糧不足というよりも、新たなる年を迎える正月用に充てる糧米目的も含まれていたのではないかと考へる。

このあたりは漁村では江戸時代から(第二次世界大戦の頃制定された食糧配給制度の實施されるまで)、年米になる年米といつて、普通家庭で糶米一俵、糶米一俵(三斗八又四斗八)を買入れて正月を迎える風習があり、年米が近省くと、たとえ借金してもこの米を賣り調えていふ(現今もその風習は残つてゐるが、数量は幾分少なくなつてゐる)ので、それらの関係から年米には多量の米を稗借してゐたものでないかと思われる。それが為には何程かの借金をして、長年の間その返済に苦しむ者もいたらしいが、苦しい境遇にありながら、米まで稗借して一家睦まじく正月を楽しく迎えていた点には、味わうべき何ものかがあるような感がある。そして沢山の餅を搗いて、お雑煮又は焼餅として、正月中一家楽しく食べていた。

その関係文書は、次の十通である。

(篇集者製紙の都合から越えまでに)

制点日親筆書、役印とあるところ、庄屋以下村役人の連署捺印第百資料乙の如し、すべて提出の上書に控書である。

（第一資料 甲）

奉願口上書

一 麦拾石
右者当浦百姓共之内難設仕候ニ付、書面之麦并借仕
度奉願候、御慈悲之上、右願之通被為仰付、被下候日
、難有仕合ニ可奉存候、尤返上之儀、被仰付次第
急度上納皆済可仕上候、依奉願候如件

嘉永六丑年三月二十二日

役 印

進 上

（第一資料 乙）

奉差上、御請証文之事

一 麦拾石
右者当浦百姓共之内難設仕候ニ付、書面之麦并借仕
度奉願候、御慈悲之上、右願之通被、仰付難有仕合
奉存候、尤返上之儀、以米、九月、中急度上納皆済可仕
上候、依御請証文奉差上候、如件

嘉永六丑年三月廿二日

役 印

進 上

（第二資料 甲）

奉願口上書

一 御米五拾石
右者当浦百姓共之内難設仕候ニ付、書面之御米并借仕
度奉願候、御慈悲之上、右願之通被為仰付、被下候日
、難有仕合ニ奉存候、尤返上之儀、被仰付次第
急度上納皆済可仕上候、依奉願候如件

嘉永六丑年十二月三日

役 人 中 印

進 上

（第二資料 乙）

奉願口上書

一 御米五拾石
保拾石五斗 米五^{（註）}二月返上
拾石五斗 〃 四月返上
拾石五斗 〃 六月返上
拾石五斗 〃 八月返上

右、八当浦百姓共之内難設仕候ニ付、書面之御米并借仕
度奉願候、御慈悲之上、右願之趣被、仰付難有仕合
奉存候、尤返上之儀、ハ右内取の通、急度上納皆済可仕上候
依御請証文奉差上候、如件

嘉永六丑年十二月三日

役 人 中

進 上

（註）米五斗、以米五斗、由、書誤りてある。

(第三資料 甲)

奉願口上書

一御米五拾五石式斗
右者当浦百姓共之内難故仕候ニ付 書面之御米拜借仕度奉願候 御慈悲之上右願之通被為ニ仰付被下候 且、難有仕合ニ奉存候 尤返上之儀者被ニ仰付次第急度上納皆済可仕候 依而奉願候延如件

嘉永七寅年十一月二十一日

役人 中印

進上

(第三資料 乙)

奉差上御請証文之事

一御米五拾五石式斗
内拾三石八斗 米ル二月返上
拾三石八斗 四月返上
拾三石八斗 六月返上
拾三石八斗 八月返上
右以当浦百姓共之内難故仕候ニ付 書面之通御米拜借仕度奉願候延 御慈悲之上右願之通被ニ仰付難有仕合ニ奉存候 尤返上之儀ハ右内叙之通急度上納皆済可仕上候 依御請証文奉差上候延如件

嘉永七寅年十二月二十一日

役人 中印

進上

(第四資料 甲)

奉願口上書

一御米四拾六石八斗
右者当浦百姓共之内難故仕候ニ付書面之御米拜借仕度奉願候 御慈悲之上と以て右願之趣被為ニ仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候 尤返上之儀以被ニ仰付次第急度上納皆済可仕上候 依奉願候延如件

安政二年

十一月廿八日

羽出前庄屋 重吉 衛門
全 地目附 友 吉
全 頭百姓 諸右衛門

進上

(第四資料 乙)

奉差上御請証文之事

一御米四十六石八斗
内拾壹石七斗 米辰二月返上
拾壹石七斗 四月返上
拾壹石七斗 六月返上
拾壹石七斗 八月返上
右者当浦百姓共之内難故仕候ニ付 書面之御米拜借仕度奉願候延 御慈悲之上と以て右願之通被ニ仰付難有仕合奉存候 尤返上之儀ハ右内叙之通急度上納皆済可仕上候 依御請証文奉差上一候延如件

進上

安政二卯年十一月廿八日
役人 印

(第五資料 甲)

一表

(註一)
(註二)

右者当浦百姓共打続く不漁に付難波仕候に付書面之
通正表并借仕度奉願候。右願之趣被寫_二仰付_一被下候
以_レ難有仕合可奉存候。依奉願候処如件

慶応三卯年二月九日

三役人 印

(第五資料 乙)

奉差上表并借御請証文之事

一表 (註二)

右者当浦百姓共打続く不漁に付難波仕候に付書面之
通正表并借仕度奉願候。右願之趣被_二仰付_一難有仕
合奉存候。尤返上之義以当秋急度返上可仕上候。依
御請証文奉差上候。右日書面之通御座候。依_レ此段
御断申上候。以上

卯二月十日

三役人 印

進上

(註一)「奉願口上書」が首分れ「進上」と書かれてない。
(註二) 甲、乙共表の数量が書かれてない。
(終)

研究

佐伯と国木田秋歩 (二)

一 招魂所

會員 山 木 保

○臼杵市

臼杵公園に、次のような記念碑が建てられています。

(正面文字)

勤皇 臼杵隊之碑

(裏面文字)

明治十年六月一日薩軍三千臼杵に迫ル。

旧臼杵藩士八百之ヲ激撃シテ利アラズ。死スル者

四十三。

當時、薩將西郷ノ勢望天下ヲ圧シ、人皆帰趨ニ

迷フノ時、臼杵藩士ハ克ク順逆ヲ誤ラズ、必死ヲ期

シテ寡ヲ以テ衆ニ敵ス。

其ノ勤皇ノ精神ト悲壯ノ決意トハ、燦子鬼神ヲ哭

カシム。

郷党ノ有志將勇ニ鑑ル所アリ。

茲ニ碑ヲ建テ、以テ其ノ忠烈ヲ後昆ニ貽セントス。

昭和十七年六月

臼杵隊義戦頭彰会

戦死者片切八三郎

遺腹中根貞彦 撰並書

(註) 戦死者著名片切八三郎(外四十二名)の名前が刻まされていません。